



安全
安心

JAL不当解雇撤回ニュース

No218号 2012.11.14
発行:JAL解雇撤回国民共闘事務局
連絡先:航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田5-11-4
フェニックスビル内
TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.co>

ILO勧告の実行求め国土交通省に要請

11月13日、ILO勧告をのっとり、早期に実効性のある対応を求め、国土交通省への要請行動を行いました。要請行動では「ILO勧告に関しては、当局の要請に応じて、今後とも適切に対応していく考えです」とする日航の対応、「両者において円満に、とにかく会社において解決を図っていただきたいという立場で見守っていきたいし、指導もしていきたい」とする羽田国土交通大臣見解を踏まえて政府の対応を求めました。対応した国土交通省の担当官からは、「7月に要請を受けた以

降具体的な動きなどで変化がない」こと、勧告が言う話し合いの場の確実な保障は「一般論である」、ILOに対する「裁判の情報提供」は実施する、指導などの具体的対応については「係争中の事件であり裁判進行を見守りたい」とするとの対応でした。要請団より、今日までの進展を踏まえ、国交省として今後どう対応するか検討し、勧告に則り対応を取るよう再度申し入れを行い要請行動を終えました。なお、当日提出した要請文は以下の通りです。

国際ルールに従い ILO 勧告に則った早期の政府対応を求めます

貴職も御認識の通り、日本航空の165名の解雇事件について、去る6月15日にILO結社の自由委員会から日本政府に勧告が出されました。これを受けて私共は7月23日、貴殿に対して、ILO勧告に則って早期に労使協議の場を設定するよう要請してきました。しかしながら、今日に至っても貴殿から労使協議の設定についての新たな方針が一切発信されておりません。

この間、日本航空側はILO勧告に関する労働組合からの申し入れに対して、労務部長発文書(9月5日付)で「ILO勧告に関しては、当局の要請に応じて、今後とも適切に対応していく考えです」と回答しています。さらに10月10日に行われたキャビンクルーユニオンとの経営協議会では、常務が「勧告は政府に対する勧告であるため、JALが勧告に対してコメントすることは控える。行政から要請があれば適切に対応していく」と発言するなど、ILO勧告に対する日本航空の立場を明確にしております。

日本航空は、2012年3月期決算で史上最高益を上げる中、9月19日には株式市場に再上場しました。165名の整理解雇については、稻盛会長(当時)も法廷で認めているように経営上必要のない解雇であります。道理のない不当な解雇によるベテラン排除によって、現場では不安全事例も後を絶ちません。また現在、日本航空では人員削減の影響が現場に顕著に現れてきています。客室乗務員については、84名を解雇しておきながら940名もの新規採用が発表され、既に一部の新人の乗務が開始されています。パイロットについては、解雇後に98名が退職して他社に流出するなど深刻な状態で、被解雇者数の81名を上回る状態となっております。こうしたことから、10月には副操縦士の機長昇格訓練に加えて、訓練生から副操縦士への昇格訓練も再開するとの会社見解が発表されました。日本航空の真の再建とは、労使間の紛争を解決し、「安全と公共性」が確保され、社の内外からの信頼があつてこそ可能となるものです。

前回の要請でも御指摘させていただいておりますが、貴職は6月20日の国土交通委員会で、4月11日の前田前国土交通大臣発言「両者において円満に、とにかく会社において解決を図っていただきたいという立場で見守っていきたいし、指導もしていきたい、こう思っております」と同じ気持ちであるとの心情を明らかにされております。我が国が国際社会で名誉ある地位を占めるためにも、政治道徳として国際間のルールを尊び、貴職が指導力を発揮してILO勧告に従い行動されることを重ねて要望いたします。